

電話交換機等の設置・保守に係る仕様書

本仕様書は発注者が発注する環境清美センター事務厚生棟の電話交換機等の設置・保守に係る賃貸借業務について、受注者が実施すべき事項を、次のとおりとする。

第1章 総則

業務内容

環境清美センター事務厚生棟の電話交換機等の賃貸借業務
(以下「本業務」という。)

1 対象施設

奈良市左京五丁目2番地
環境清美センター事務厚生棟

2 業務内容

(1) 電話交換機等の設置により、次の業務を行う。

- ① 外線発着信通話
- ② 内線相互通話
- ③ その他の電話通信業務

(2) 電話交換機等の保守により、次の事を行う。

故障受付、現地故障切り分け、現地修理

3 電話交換機等の賃貸借期間

契約開始日より7年間

4 提出書類

受注者は、次に掲げる書類を別途指定の期日までに、発注者に提出する。

- (1) 工事着工届 1部
- (2) 工事完成図面 1部
- (3) その他発注者が必要とする書類

5 構築保守業務の委託

受注者が構築保守業務を第三者に委託する場合は、あらかじめ書面により発注者の承諾を得るものとする。

6 試験と操作説明

機器据付作業の調整完了後、総合試験と操作説明を行うものとする。

7 検査及び検収

発注者が行う検査に合格したことをもって検収とする。

8 申請手続

本業務の施工、完成に伴う電気通信事業者への申請手続きは、受注者が代行する。

9 事故や災害

本業務の遂行中の事故や災害については、その責任はすべて受注者において負うものとし、適正に処理することとする。

10 疑義の解釈

- (1) 本仕様書は、設備の概要について述べたものであり、設備構成上又は業務の性質上当然と認められるものについては、受注者の責任において行うこと。
- (2) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、受注者は速やかに発注者と文書で協議のうえ決定することとし、受注者の一方的な解釈によってはならない。
- (3) 本仕様書に明記してある事項で、設備の構成上及び運営上支障のない範囲で行う変更は、文書で発注者と受注者で協議のうえ施工すること。

11 守秘義務

受注者及び受注者の従業員である者又はあった者は、本業務にあたり、奈良市及び対象施設に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

12 撤去機器の扱い、及び廃棄処理

電話交換機等の設置に伴い撤去した旧機器については、産業廃棄物として法令等に準拠した手順に従い、適切かつ確実に処理を行うこと。なお、本作業における費用については、受注者の負担とする。

13 その他

この仕様書に定めのない事項について、必要があるときは発注者と受注者で協議の上、文書にて取り決めるものとする。

第2章 施行の仕様

1 基本仕様

- (1) 本仕様書に定める機器の施行にあたっては、関係法令及び条例・規則等を遵守しなければならない。
- (2) 本業務に使用する機器及び、材料等は、受注者の責任において品質保証できる信頼性の高いものを使用することとする。

- (3) 機器据付及びケーブル配線工事、撤去等にあたっては、搬入出経路、その他現場の状況等を考慮し、安全対策及び建物に養生を行い施工することとする。
- (4) 電話交換機の設置、運用の開始にあたっては、その施工方法及び施工日時について、事前に発注者の承認を受けた後に実施すること。

2 実施する工事及び保守作業

- (1) 第3章、第4章に示す装置類の取付け、配線工事、保守作業
- (2) 電話交換機用主配線盤工事
- (3) 電話交換機に必要なケーブル敷設工事
- (4) 電話装置までの配線工事
- (5) 電話装置の取付工事
- (6) その他、電話交換機に関係する一切の付帯工事
- (7) アース配線敷設

第3章 電話交換機等の仕様及び機器構成

1 電話交換機等の仕様

- (1) 電話交換機本体の装置の最大収容量は、下表の仕様表の内容と同等もしくは、それ以上とすること。

次の機能・設備条件を満足すること

項目		仕様
交換方式	制御方式	蓄積プログラム制御方式であること
	通話路方式	時分割PCM方式であること
	中継方式	ダイヤルイン、ダイレクトインダイヤル、仮想番号、ISDNダイヤルイン、ISDN着信サブアドレスについて利用可能なこと
環境条件		周囲温度：5～35度 相対湿度：45～80%RH内であること
入力電圧		AC100V±10V を使用すること

- (2) IP内線電話機（LAN配線を利用する電話機）は使用しないこと
- (3) 保留、転送機能を利用できること。
- (4) ピックアップ機能を利用できること。
- (5) 停電時には、内蔵蓄電池にて、3分以上の電話交換機の運用が継続できること。

2 電話装置仕様

- (1) 外線ボタンに内線の収容ができる機能を有し、内線も局線と同様に保留、着信応答、状態表示ができること。
- (2) 多機能ボタンを18ボタンにすること。
- (3) 液晶ディスプレイに4行20文字（半角）以上の表示が可能であること。
- (4) 着信時、発信元の電話番号を表示すること

3 一般電話装置

- (1) オンフックダイヤルの機能を具備すること。
- (2) 着信音量を2段階以上調節できること。
- (3) 受話音量増幅機能を有すること。
- (4) 卓上設置できること

4 コードレス一般電話装置

- (1) オンフックダイヤルの機能を具備すること。
- (2) 親機、子機とも着信音量を2段階以上調節できること。
- (3) 親機、子機とも受話音量増幅機能を有すること。
- (4) 親機、子機とも卓上設置できること。
- (5) 親機、子機とも液晶バックライトがついていること。

5 収容回線数及びシステム容量

以下の表に示す数量以上を満足すること。

回線種別		項目	利用数	最大利用数
外線	アナログ回線		13回線	24回線
内線	多機能ボタン付き電話収容		42回線	60回線
	停電時対応多機能ボタン付電話収容数		内3回線	5回線

6 電話装置数

以下に示す数量以上を満足すること。

(1) 多機能ボタン付電話装置（18ボタン）	33台
(2) 停電時対応多機能ボタン付電話装置	3台
(3) コードレス多機能ボタン付電話装置	3台
計	39台

7 その他、直通回線利用の端末工事

FAX用配線に係る、配線工事等を行なうこと。

第4章 電話交換機等の保守条件

1 保守体制

- (1) 保守期間は7年とすること。
- (2) 故障・問い合わせの受付窓口は、以下のいずれかを具備すること。
 - ア) 平日9時～17時を含む時間帯での電話受付

- イ) 24時間365日Web受付とし、問い合わせに対して2時間以内に担当が受付処理をした上で、故障等につき迅速に対応すること。なお、平日9時～17時を除く時間帯については、連絡後最初の平日9時に連絡があったものとみなす。
- (3) 現地修理時間は平日9時～17時とすること。ただし、この時間範囲外であっても発注者の依頼の場合は対応可能とすること。
- (4) 故障申告後、ただちに故障復旧作業が行える場所に保守拠点があること。
- (5) ファームウェアのバージョンアップ対応を行うこと。

2 保守対象設備

- (1) 本業務にて納品した機器設備
- (2) 本業務にて施工した配線設備

3 保守対象作業

機器の修理、交換が必要な場合は速やかに代替器と交換し、現状復帰を行うこと。

4 保守費用

保守対象設備についての故障切分作業、故障品の修理、交換にかかる費用は、保守の範囲とする。ただし、故障の原因が発注者の責任に帰す故障修理及び平日9時～17時以外の故障修理については、事実発生時に発注者と受注者で協議の上、実費にて対応を行うこと。

自動応答機能に係る仕様書

奈良市（以下、発注者）の指定する3回線について、以下の自動応答機能を備えるものとする。

- （1）外線からの着信を、外線からの着信に対して自動的に音声で案内を行う自動音声案内にて、他の電話回線に転送する機能を備えること。なお、転送先回線は、電話交換機等の設置・保守に係る仕様書第3章「5 収容回線数及びシステム容量」の外線13回線のうちに含まれるものとする。
- （2）応答内容の変更につき、各回線ごとの利用開始後3カ月間は受注者が無償対応すること。
- （3）応答内容の変更につき、（2）の期間を超えた後については、3回線計年3回までは受注者が無償にて対応すること。これを越える回数に係る費用については、別途定めるものとする。ただし、その金額については、受注者の通常の料金規定の範囲内かつ、取引の社会通念に照らし妥当と認められる程度とすること。
- （4）本機能の運用開始時期については、令和7年4月1日以降とし、発注者の都合により変更可能とする。
- （5）発注者は、各回線における本機能の運用イメージについて、それぞれ運用開始予定日の1カ月前までに、受注者に対し提出するものとする。